

企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 2 月 5 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和 7 年度 岡山支部独自集団健診の実施に係る業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に該当しない者であること。
- (2) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 集団方式による特定健診の実施に係る集合契約を締結していること。
- (9) (8) の契約単価が協会の補助額以下であり受診者本人に自己負担が発生しないこと。
- (10) 会場準備、申込受付、健診案内の事前送付などの付随業務が実施できること。
- (11) 勧奨DM発送後、健診対象者からの電話対応等を実施できること。
- (12) 集団健診実施当日に特定保健指導の初回面談が実施できること。
- (13) 国保等協会けんぽ以外の担当者と実施に当たっての調整が可能であること。

3. 契約候補者の選定

企画競争説明書及び仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時：令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 2 月 25 日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- (2) 場所：岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
電話 086-803-5781 なお、希望者には、郵送による交付も行うので申し出ること。

5. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先（仕様内容等）全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 担当：高辻
（参加資格等）全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
FAX 086-803-5750（共通）
- (2) 受付期間 令和 7 年 2 月 17 日（月）15 時 00 分まで
- (3) 回答 令和 7 年 2 月 19 日（水）までに回答する。
- (4) 提出方法 FAX（A4、任意様式）で受け付ける。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 25 日（火）17 時 00 分
- (2) 提出先 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 担当：高辻
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

- (1) 本業務については、全国健康保険協会の令和7年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。
- (2) 詳細は企画競争説明書による。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。